

平成●●年（○○）第●●号 執行停止申立事件

（本案 平成●●年（○○）第●●号公売公告取消請求事件）

決 定

申立人 X

相手方 国

処分行政庁 東京国税局長

上記当事者間の執行停止申立事件について、当裁判所は、相手方の意見を聴いた上、次のとおり決定する。

主 文

- 1 本件申立てを却下する。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

理 由

1 本件申立ての趣旨及び理由は、別紙1「強制執行停止の申立書」写し（以下「本件申立書」という。）のとおりである。その記載によれば、本件は、本件申立書別紙記載の不動産（以下「本件不動産」という。）につき、東京国税局長が平成21年3月17日付けで行った公売公告について、申立人が、その取消しを求める訴えを本案とし、本件不動産の公売手続（以下「本件公売手続」という。）の続行の停止（行政事件訴訟法25条2項）を求める事案であると解することができる。

本件申立てに対する相手方の意見は、別紙2「意見書」写しのとおりである。

2 一件記録（疎明資料として提出されたものについては、該当箇所に併記する。）によれば、次の事実を一応認めることができる。

(1) 東京国税局長は、平成18年3月8日付けで、本件不動産に係る公売公告兼見積価額公告をした。同公告において、本件不動産の見積価額は130万円とされており、また、本件不動産の使用状況等について、差押え前から第三者所有の建物の敷地として賃貸されており、地代が月額1万5000円であって供託されていると記載されている。（疎乙1）

(2) 東京国税局長は、平成21年3月17日、本件不動産の公売に係る売却決定の日時を同年6月16日午前10時、買受代金の納付期限を同日午後3時に変更する旨の公売公告兼見積価額公告（以下「本件公売公告等」という。）をし、同日付でその旨を申立人に通知した。（疎乙2）

(3) 申立人は、本件不動産の8分の2の共有持分を有していたところ、平成16年5月11日、本件不動産の全共有持分が国により差し押さえられ、同月13日、その旨の登記がされたが、その後、申立人は、同17年8月5日、遺産分割協議により、その余の共有持分全部の譲渡を受けた。（疎乙3）

(4) 申立人は、平成21年5月18日、本件公売公告等を不服として、東京国税局長に対し、異議申立てをした。

(5) 東京国税局長は、平成21年5月21日、前記（4）の異議申立てを却下する旨の決定をした。

(6) 申立人は、平成21年5月25日、前記（5）の決定を不服として、国税不服審判所長に対し、審査請求をした。

(7) 申立人は、平成21年6月9日、本件公売公告等の取消しを求める訴えを提起した。（当裁判所に顕著な事実）

3 ところで、行政事件訴訟法25条2項により、手続の続行の停止が認められるためには、その手続の続行により生ずる「重大な損害を避けるため緊急の必要がある」ことを要する。

しかしながら、申立人は、本件公売手続の続行により重大な損害が生じること

とについて、何ら明らかに主張しておらず、また、この点に関する疎明資料を提出していない。そして、前記2の認定事実によれば、本件不動産の差押え当時、申立人は本件不動産の8分の2の共有持分を有していたものの、本件不動産は申立人の居住していた土地ではなく、第三者所有の建物の敷地として賃貸されている土地であり、その地代も月額1万5000円が供託されていたにすぎないことが認められるのであるから、本件不動産が公売されても、申立人の生活に直ちに重大な影響を生じさせる事情はうかがわれない。そして、他に、申立人に重大な損害が生じることをうかがわせる資料はない。

そうすると、本件公売手続の続行により行政事件訴訟法25条2項にいう重大な損害が生じると認めることはできないから、本件申立てには理由がない。

4 なお、本件申立てを、本件不動産に係る売却決定につき、その仮の差止め（行政事件訴訟法37条の5第2項）を求める事案であると解したとしても、処分の仮の差止めが認められるためには、当該処分の差止めの訴えが提起されていることを要するところ（同項）、本件不動産に係る売却決定の差止めの訴えが提起されていると認めることはできないから、本件申立ては不適法であるといわざるを得ない。

5 よって、本件申立てを却下することとし、申立費用の負担につき、行政事件訴訟法7条、民訴法61条を適用して、主文のとおり決定する。

平成21年6月15日

東京地方裁判所 民事第38部

裁判長裁判官 杉原則彦

裁判官 波多江真史

裁判官 家原尚秀